

# 平成31年度以降の 村民の森・保存樹木等 の指定について

東海村 村民生活部 環境政策課  
環境計画・緑化推進担当

# 村民の森・保存樹木等の指定について（制度概要）

村では、「東海村緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、緑豊かな自然環境を形成している緑地で、保全が必要な箇所を「村民の森」や「保存樹木等」として指定し、その土地の所有者の方へ維持管理の謝礼として報償金を支給する事業を実施している。

## 1 山林を保全する目的

「東海村緑の基本計画」「東海村生物多様性地域戦略」により、**みどりのまちづくり、自然と共存する持続可能な東海村の実現**を目指す。

（緑地の機能・効果）

- ・ 自然が豊かになり、たくさんの生き物のすみかとなる。

- ・ 防災・減災機能を発揮する。

自然災害（津波，洪水，土砂災害等）の被害の軽減

防風，防砂，延焼防止の機能

湧水など災害時に利用できる水の供給

風雨による土壌喪失の防止機能

（東海村生物多様性地域戦略より）

## 2 対象となる緑地・樹木等

- ・ 地域住民の健全な心身の保持・増進や，公害・災害の防止に効果がある。

- ・ 景観・風致を守るため保全が必要である。

- ・ 絶滅するおそれのある植物が生育している地域で特に保全が必要である。

（東海村緑の保全及び緑化の推進に関する条例第10条より）

# 村民の森・保存樹木等の指定について（制度概要）

## 3 村民の森・保存樹木等に指定されると

- ・土地の所有者変更はなし。これまでどおり山林の維持管理を行っていただく。
- ・年1回、条例・規則に定められた規定の報償金を村からお支払いする。

（所有者の義務「届出が必要な行為」）

- ・建築物・工作物の新築・改築・増築
- ・宅地の造成・土地の開墾
- ・植物の採取・木竹の伐採
- ・広告物等の掲示・設置
- ・枝条の切除・剥皮・断根・伐採
- ・所有者に変更があったとき
- ・山林の全部または一部が失われたり、枯れたりしたとき

※保全のため・公益性が高いと認められる行為は届出不要。

※指定要件に該当しなくなったり、届出なく上記行為を行った場合は指定解除、報償金減額になる場合がある。

## 4 報償金

指定の種別	報償額	
	単位	金額（年額）
村民の森	500㎡以上2,000㎡未満1件当たり	10,000円
	2,000㎡以上5,000㎡未満1件当たり	20,000円
	5,000㎡以上1件当たり	30,000円
保存樹林	1㎡当たり	20円(限度額10,000円)

# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 5 これまでの経過

年度	指定エリア	指定面積
平成20年度	白方公園・白方コミセン付近	32,102㎡
平成21年度	幸の実園・長松院・内宿溜・石神コミセン付近	73,345㎡
平成22～23年度	前谷溜付近	74,699㎡
平成24年度	石神小学校南側付近	25,539㎡
平成25年度	石神幼稚園北側付近	11,109㎡
平成28～29年度	外宿浄水場・押延溜付近	35,814㎡
	合計	252,608㎡

※指定が解除された土地もあるため、平成29年度末現在の指定面積は239,738㎡

# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 6 現況

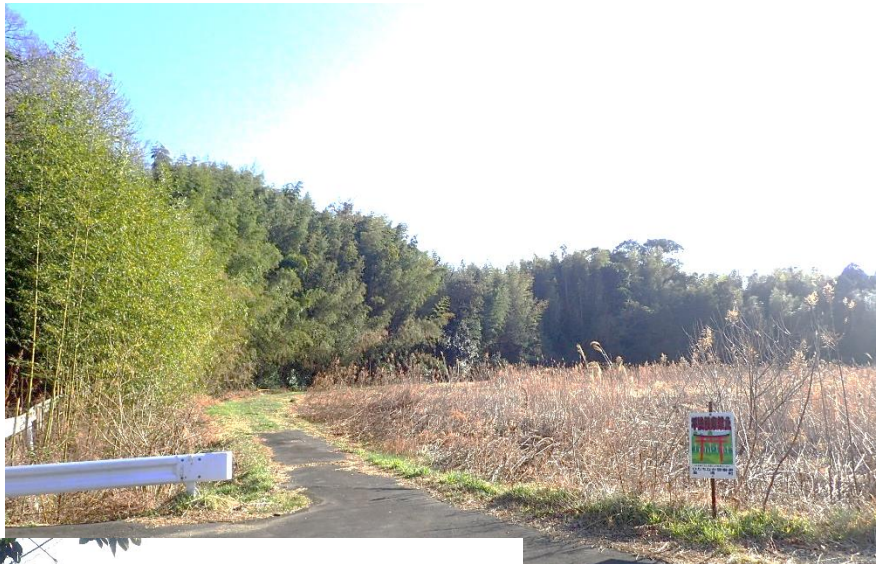
年度	指定エリア	指定面積
平成20年度	白方公園・白方コミセン付近	32,102m <sup>2</sup>



# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 6 現況

年度	指定エリア	指定面積
平成21年度	幸の実園・長松院・内宿溜・石神コミセン付近	73,345m <sup>2</sup>



# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 6 現況

年度	指定エリア	指定面積
平成22～23年度	前谷溜付近	74,699m <sup>2</sup>



# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 6 現況

年度	指定エリア	指定面積
平成24年度	石神小学校南側付近	25,539m <sup>2</sup>
平成25年度	石神幼稚園北側付近	11,109m <sup>2</sup>





# 村民の森・保存樹木等の指定について

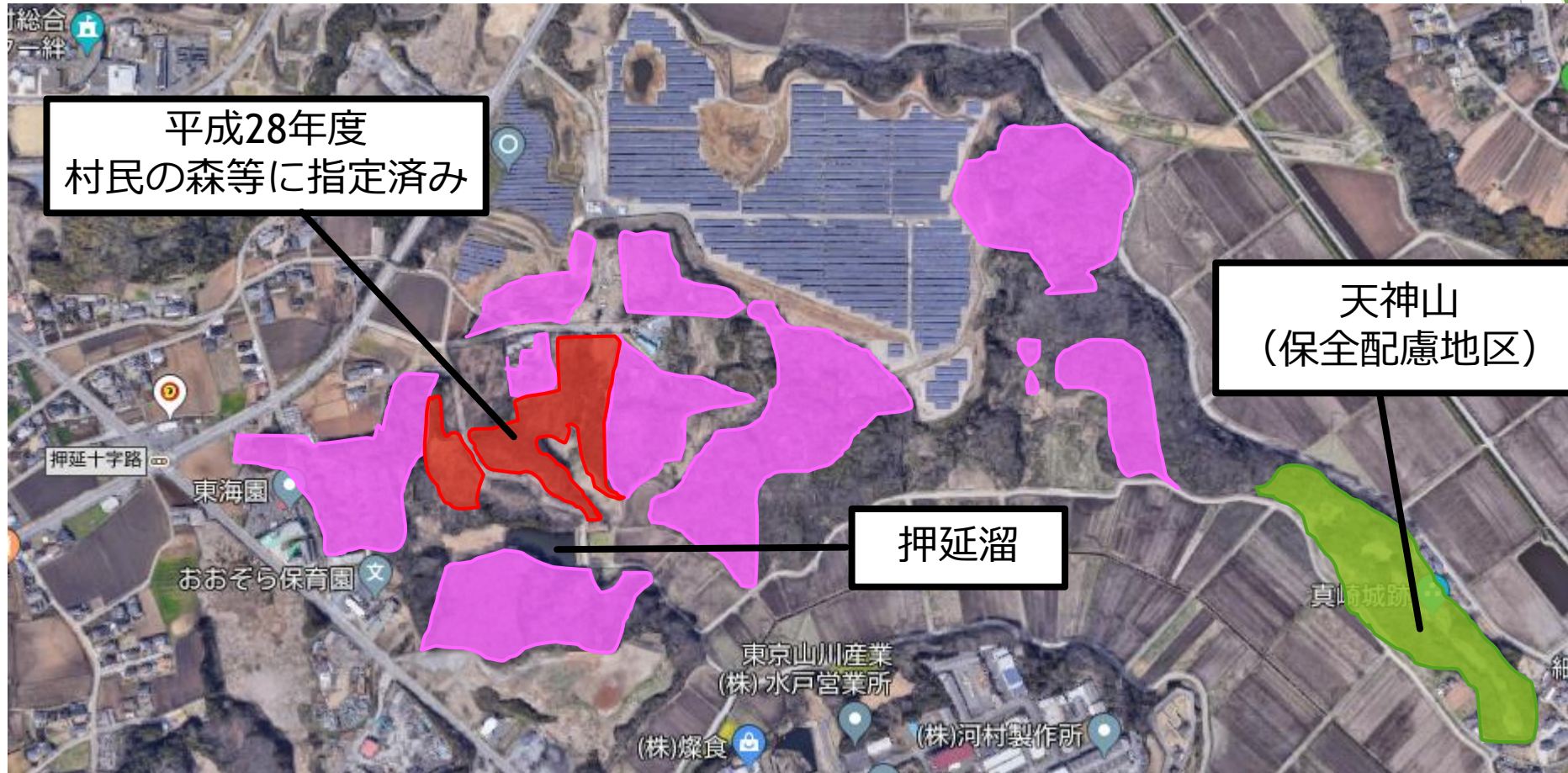
## 6 現況

年度	指定エリア	指定面積
平成28～29年度	外宿浄水場・押延溜付近	35,814m <sup>2</sup>



# 村民の森・保存樹木等の指定について

## 7 平成31年度以降の指定について (■ 押延溜・天神山付近)



メガソーラー設置・伐採・掘削が進んでいるため、景観の保全・動植物の保護を目的に順次指定したい。  
合計指定面積 137,949㎡ (46筆)